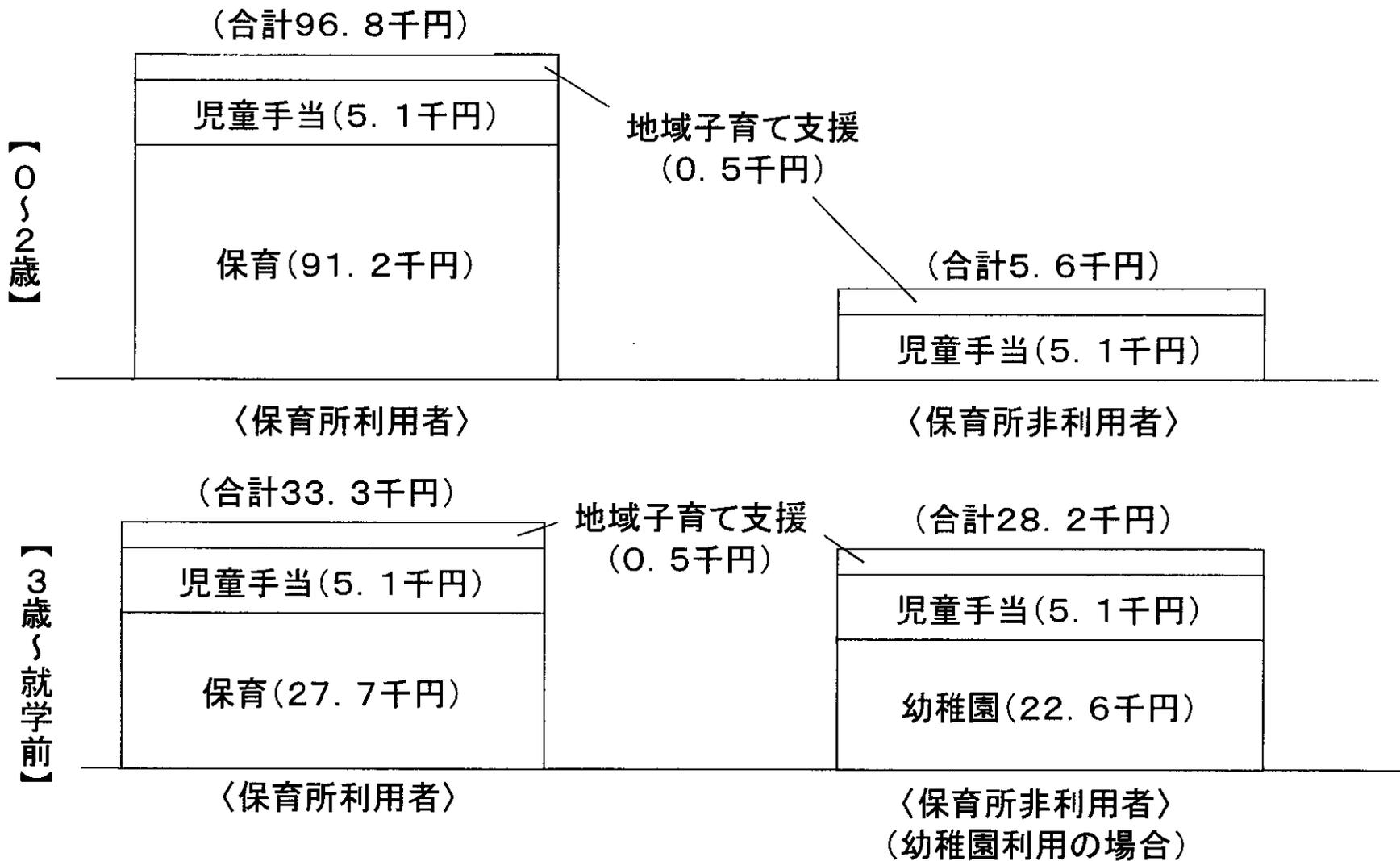


保育所利用者と非利用者の1人当たり給付月額



※ 保育所利用者については平成15年度予算額及び平成14年4月の入所人員を基に試算。保護者負担に対する地方単独減免(機械的な推計)分を含む。幼稚園については平成14年度予算ベース推計値及び学校基本調査による幼稚園在園児数に基づき試算(平成15年5月1日現在)

在宅育児手当制度について

| | ノルウェー | フィンランド | デンマーク |
|---------|--|--|--|
| 支給対象年齢 | 1～2歳児 | 育児休業給付が切れた後3歳になるまで | 満2歳以上就学前クラスに入学するまで、8週間から1年間までの間支給 |
| 支給条件 | 国の補助金が出ている保育所を利用していない保護者若しくはパートタイムで保育所を利用している保護者 | 自治体及び民間の保育所を利用せず、家庭で子どもの世話をしている保護者 | 保育所を利用していない保護者、1世帯につき3人まで |
| 手当額(月額) | 約4万2千円(保育所利用時間に応じ減額) ※保育費と同じ額に設定 | 約3万円(親が週30時間未満の労働に就いている場合には約7千円) ※低所得者、多子の場合等の上乗せあり | 約5万9千円(子ども1人当たりの保育コストの85%以内) |
| 受給者割合 | 1、2歳児の76%が受給(全額給付が67%)(99年) | 9～36か月の子どもの59%が受給(97年) | |
| 児童手当 | 在宅育児手当とは別にあり(3歳未満の場合、年間約27万円) | 在宅育児手当とは別にあり(第1子月額約1万円、第2子以降加算あり) | 在宅育児手当とは別にあり |
| 育児休業制度 | 休業前の収入の80%の手当で52週若しくは100%の手当で42週 | 3歳まで。ただし、給付は生後11か月までで休業前の収入の66% | 6か月の親休暇期間後、8歳まで父母それぞれに52週。所得保証期間は1歳未満26週、1歳以上13週 |

※「育児保険構想」の池本美香氏作成の表を基に作成

※スウェーデンでは、「子どもが小さい間はできる限り親が養育すべき」とする保守政党政権時に、3歳まで月額約3万円(保育所利用時間に応じ減額)の在宅育児手当を導入したが、「女性の就労を阻むべきではない」とする社民党政権への交代により94年12月に廃止

諸外国における保育サービスへの国の財政支援について

アメリカ

チャイルド・ケアに関して、州政府に対して包括的補助を実施。州政府は、低所得者への補助のほか、保育サービスや学童保育サービスの充実に係る経費等に充当している。

2003年度予算において、包括的補助金（Child Care and Development Block Grant）として、21億ドル（約2,520億円）が計上されている。

イギリス

保育サービスの計画的な増大を図るため、財政的支援を実施。

1998年から5年間で3億ポンド（600億円弱）の予算額。

フランス

家族手当公庫（CAF）を通じて財政的支援。CAFは、フランスの家族政策の財務を担う民間組織であり、国のコントロールを受け、家族手当の支給のほか、保育費用に対する援助、保育施設設置に係る経費への補助等を行っている。

2001年度におけるCAF全体に係る財源（444億ユーロ（約5.8兆円））のうち、65%が拠出金（事業主負担）、35%が税収。

スウェーデンにおける保育サービスへの国の財政支援について

【現行制度の概要】

- 保育サービス（チャイルド・ケア）はコミューン（基礎的自治体）の責任により実施されている。
- 保育サービス（チャイルド・ケア）に要する費用（約400億クローネ（約6000億円））の20%弱は利用者負担であり、残りは、コミューン税、国からの一般国庫交付金、保育料軽減措置（Maximum fee、2002年～）のための国の補助等により賄われている。

【保育サービスへの国の財政支援制度の経緯】

- 1993年、保育サービスに用途を限定した国庫からの補助金は原則として廃止され、用途を限定しない一般国庫交付金の中に統合された。
- 総費用に占める保育料収入の割合は、従来の10%から19%に上昇した。
- 制度変更に伴う総費用の変動がない中で、保育サービスの利用児童数は増大。一人当たり費用は約20%減少したが、これは、保育のグループ規模の拡大、保育者一人当たり児童数の増によるものであり、保育の質に大きな影響。
- 保育サービスに関して、コミューン間の差異が拡大。特に、保育料に顕著であり、同一の所得階層に対して最も高く徴収しているコミューンと低く徴収しているところでは、約70%の格差が生じている。
- コミューン以外の多様な主体による保育サービスが増大。
- コミューンが徴収保育料に上限を設定する場合、保育料収入の減少分について国から補償が行われる保育料軽減措置（Maximum fee、2002年～）が講じられた。

（参考）

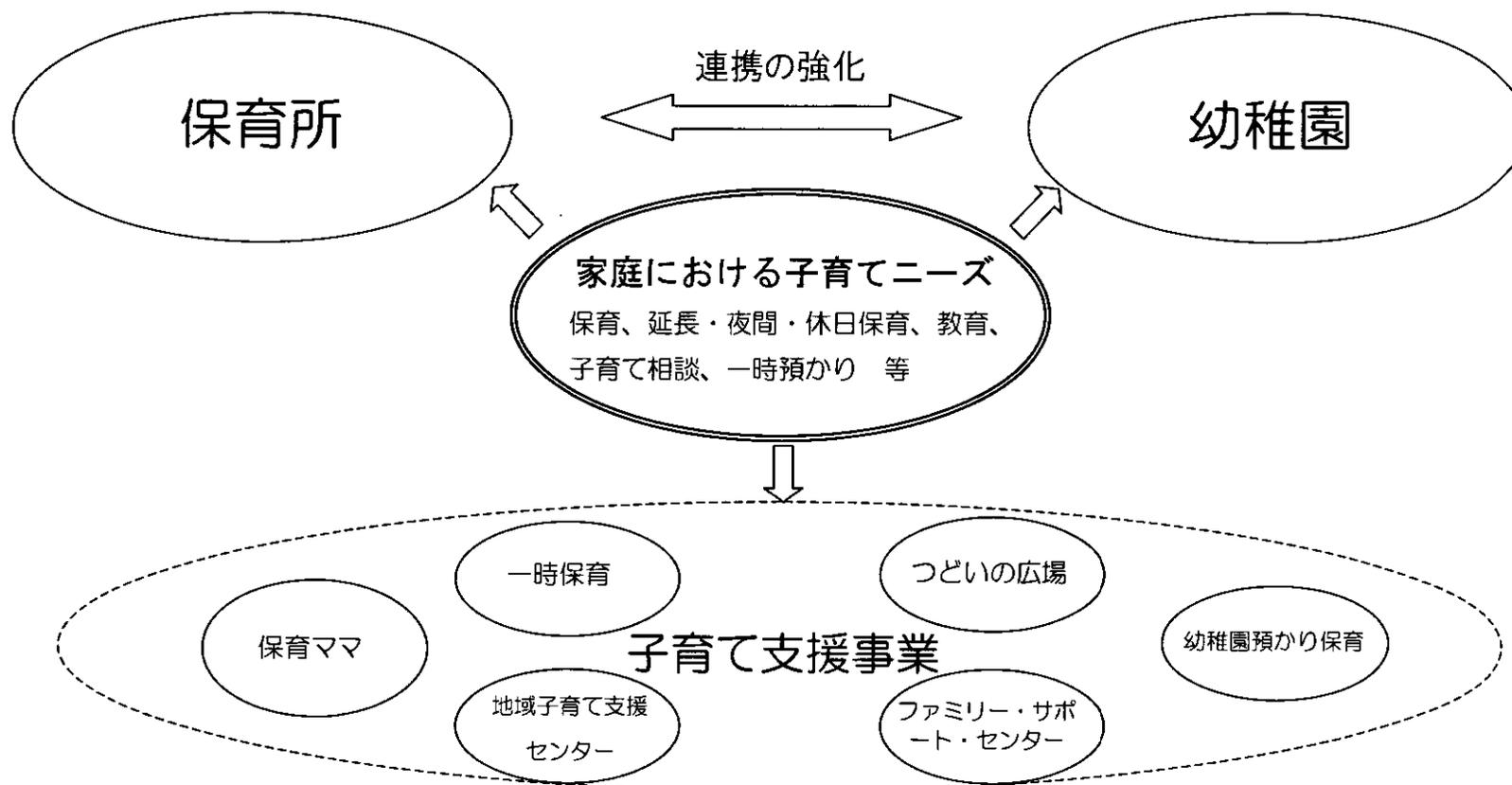
- ・「高福祉・高負担国家スウェーデンの分析」（井上誠一著 2003年3月）
- ・OECD Country Note Early Childhood Education and Care Policy in Sweden

保育所と幼稚園

- 保育所は、親の就労等の事情により家庭における保育を受けられない児童に対して保育（養護＋教育）を行う福祉施設であるのに対して、幼稚園は、親の希望により幼児教育の観点から教育を行う学校である。

| 区 分 | 保 育 所 | 幼 稚 園 |
|--------------|--|---|
| 施設の性格 | 児童福祉施設 | 学校 |
| 対象児童 | 0歳から就学前の保育に欠ける児童 | 満3歳から就学前の幼児 |
| 入 所 | 市町村と保護者の契約(入所希望を配慮) | 保護者と幼稚園との契約 |
| 開設日数 | 300日以上(春、夏、冬休みなし) ※ 休日、祝祭日も対応 | 39週以上(春、夏、冬休みあり) |
| 保育時間 | 11時間以上の開所 ※ 延長保育 10,600か所(平成14年度交付決定ベース) 夜間保育 55か所(平成14年7月) 休日保育 354か所(平成14年度交付決定ベース) | 4時間を標準 ※ 預かり保育 8,473か所(平成14年6月) |
| 保育士(教諭)の配置基準 | 0歳 3 : 1 1・2歳 6 : 1 3歳 20 : 1 4・5歳 30 : 1 | 1学級 35人以下 |
| 保育料 | ・市町村ごとに保育料を設定 ・所得に応じた負担 | ・私立幼稚園は各幼稚園ごとに、公立幼稚園は市町村ごとに設定(低所得者に対する公的助成有(就園奨励費)) |
| 施設基準 | 保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所 | 保育室、遊戯室、保健室、運動場、便所、飲料水用設備、職員室等 |
| 保育内容 | 保育所保育指針(養護＋教育) | 幼稚園教育要領(教育) |

- 近年における地域の子育てニーズの多様化については、保育所、幼稚園、地域の様々な子育て支援という地域における子育て資源をいかに活用するかという観点から、総合的に対応していくことが重要と考えている。
- その中で、保育所と幼稚園については、地域の実情を踏まえた相互の連携をより一層強化することが重要。



保育所と幼稚園に関する一層の連携の強化（特区における対応）

構造改革特区に関する地方公共団体等からの第2次提案（平成14年11月7日～平成15年1月15日の間に募集）において、保育所と幼稚園との関係に係る提案がなされたことを受け、厚生労働省としては、以下の対応を行うこととしている。

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域において、

- ① 保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認
- ② 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認
- ③ 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任

※ 上記措置については、平成15年10月1日（予定）より、申請の受付を開始することとしている。

保育所と幼稚園の両施設を制度的に単一の施設として位置付けることについて

- 就学前児童に係る多様な子育て支援ニーズに対しては、保育所、幼稚園、地域の子育て支援事業といった多様なサービスによる対応が必要であり、保育所と幼稚園の両施設を制度的に単一の施設とすることでは、就学前児童に係る多様な子育て支援ニーズには応えきれない。
- 地域の実情に応じた保育所と幼稚園の設置運営に係るニーズに対しては、施設の共用化、資格の相互取得促進等の両施設の連携を図ることにより、このようなニーズに应运てきたところ。
さらに、保育所と幼稚園の一層の連携を強化するため、構造改革特区における対応を行うこととしている。
- なお、厳しい財政状況を踏まえると、下記のような問題点がある。
 - ・ 就労等の特段の理由もなく保育に欠けない児童を含め、すべての児童に対し公費負担を行う理由がないこと。また、待機児童ゼロ作戦の推進のため、待機児童に対する対策をより優先すべきであること。

現行の児童手当の制度設計の基本的な考え方

児童手当制度は、西欧諸国の枠組みを参考にして、児童養育家庭に対する所得保障や児童福祉の増進の観点から、昭和47年に実施された。当初は、財源負担の面も考慮して、まず第三子以降の児童を支給対象として、児童一人につき月額3,000円の児童手当を中学校卒業まで支給。昭和60年以降は、国の厳しい財政事情の下、制度の普及・定着を図る観点から、支給対象出生順位の拡大、支給額の引き上げを行う一方で、支給対象年齢を限定する方向で見直しが行われた（給付重点化）。

さらに、平成12年以降は、深刻化する少子化を背景に総合的な少子化対策の一環として、支給対象年齢の拡大等の制度拡充が図られている。また、近年、高齢社会を担う次世代を支援するという世代間扶養の観点も重要になってきている。

1. 支給対象年齢【義務教育就学前】

乳幼児期は、児童の人格形成に重要な時期であり、母親の就業率が低い実態にあるなど児童養育に伴う生活上の制約が強く、物心ともに負担が重いことを考慮したものといえる（財源の関係で本来義務教育終了まであるべき支給期間を絞り込まざるを得ないというのが根底にある）。

2. 支給額【第一・二子：月額5,000円、第三子以降：月額10,000円】

第三子以降の支給額は、制度創設時の金額（3,000円；当時の児童一人当たりの養育費の約2分の1）を概ねその後の物価動向等を踏まえ是正した額。第一・二子の支給額は、これまでの給付重点化による捻出財源の枠内で確保できた額。

3. 所得制限【夫婦及び児童二人のケース 被用者：574万円、非被用者：415万円】

養育費がさほど家計の圧迫にならないような高額所得者については、一般の所得水準、国民感情を勘案し、制限する方が望ましいという考え方を前提に、現在概ね支給率85%に設定。

児童手当の目的に関するこれまでの議論

○児童手当懇談会(昭和43年12月)

- ・児童手当は児童の養育費の一部を社会的に保障しようとするものであり、併せて児童の福祉の増進を図ろうとするもの。
- ・人口の静止限界を維持しうる程度の出生率の回復も期待できるだろう。

○中央児童福祉審議会(昭和52年12月)

- ・家庭の児童養育機能が低下しており、強化、助長が必要と思われる。
- ・児童は将来の国を担う社会的存在であり、有子家庭と無子家庭の負担の均衡が必要。
- ・家族に対する公的サービスのみでは全面的には対応し得ず児童手当も重要な役割を担う。

○中央児童福祉審議会(昭和59年12月)

- ・生産年齢世代が高齢者世代を扶養する社会システムの下では、次代の生産年齢世代である児童の養育について「子の扶養は私的扶養で十分」とは言い切れない。

- ・高齢者の扶養の負担を担う現在の児童の扶養についても、生産年齢世代が子どもの有無に関係なく一定の負担を行うことが社会的公平から見て必要。

○児童手当制度基本研究会(平成元年7月)

- ・減少する児童の健全育成を図る観点から位置づけを考えていくことが必要。
- ・有子家庭と無子家庭との間で養育費用や仕事の中断に伴う機会費用の負担の不公平があり、子供を持たない方が有利という意識すら招きかねない現状。

○中央児童福祉審議会(平成2年12月)

- ・世代と世代が相互に支え合う社会においては、子育ては私的な意味だけでなく、次代の社会の担い手を育てるという意義が強くなっており、前世代に対する扶養のみならず後世代の扶養についても配慮することが必要。
- ・児童手当を通じて、児童の養育に関して社会的な支援を行い、子育てによる社会への貢献を評価し、あわせて社会的連帯意識の醸成に資する必要がある。

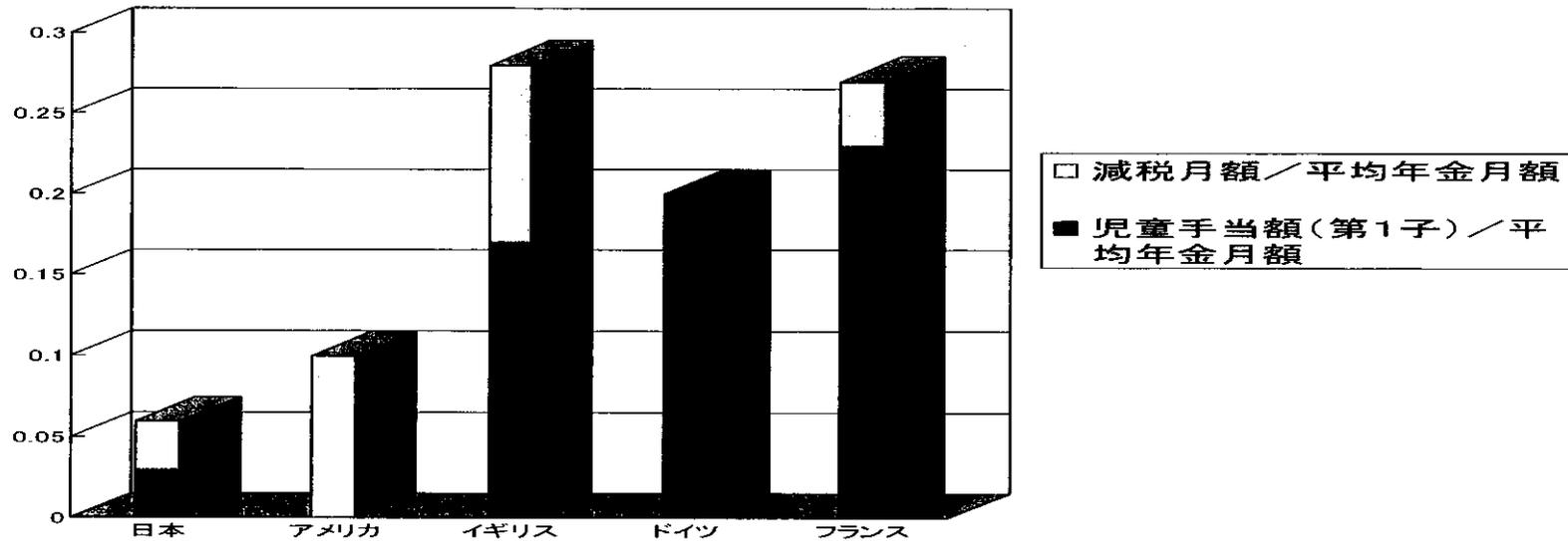
主要国の児童手当制度

| | 日 本 | ア メ リ カ | イ ギ リ ス | ド イ ツ | フ ラ ン ス | ス ウ ェ ー デ ン | |
|------------------|--------|---|---|---|--|--|------|
| 児 童 手 当 | 支給対象児童 | 第1子から 6歳到達後最初の年度末まで (義務教育就学前) | 第1子から 16歳未満 全日制教育を受けている場合は 19歳未満 | 第1子から 18歳未満 学生等は27歳未満 失業者は21歳未満 | 第2子から 16歳以下(義務教育終了まで) 学生等の場合は20歳到達まで 等 | 第1子から 16歳未満(義務教育終了前) 20歳の春学期まで奨学手当 等 | |
| | 支給月額 | 第1・2子 5,000円 第3子～ 10,000円 | [2001年] 第1子 62.00ポンド [10,788円] 第2子～ 41.40ポンド [7,204円] | [2001年] 第1・2子 270マルク [14,850円] 第3子 300マルク [16,500円] 第4子～ 350マルク [19,250円] | [2002年] 第1子 なし 第2子 108.85ユーロ [11,756円] 第3子～ 139.47ユーロ [15,063円] <割増給付> 11～16歳未満 30.62ユーロの加算 [3,307円] 16歳～ 54.43ユーロの加算 [5,878円] | [2001年] 第1・2子 950クローナ [11,400円] 第3子 1,204クローナ [14,448円] 第4子 1,710クローナ [20,520円] 第5子～ 1,900クローナ [22,800円] 奨学手当等も同額 | |
| | 所得制限 | ・一定の年収(4人世帯: (年収ベース 596.3万円)以上の者には支給 しない。 ・被用者については一定年収(4人 世帯: (年収ベース)780万円)未満ま で支給。 | ただし、児童手当に相当する ものとして、税制上の子女控除 制度(児童1人600ドル [73,200 円]の税額控除)がある。 2010年までに段階的に1,000 ドル [122,000円]に引き上げ予 定。 | なし | 18歳未満: なし 18歳以上: 児童の年収13,020マルク [72万円]以上の場合には 支給しない [2001年] | なし | なし |
| | 財 源 | <0～3歳未満> 被用者 事業主7/10 国 2/10 地方1/10 非被用者 国 2/3 地方1/3 特例給付 全額事業主負担 <3歳～義務教育就学前> 国 2/3 地方1/3 | | 国庫負担 | 公費(税額控除方式) 児童手当及び児童扶養控除に要する 費用の負担割合: 連邦74%、州及び 自治体26% | 家族給付全国基金 ・事業主拠出金(65%) ・税(一般社会拠出金等)(35%) | 国庫負担 |
| 運 営 | 政府 | | 政府 | 政府 | 家族手当金庫 | 政府 | |

(注) 1. イギリスの児童手当額は週単位であり、これを月額に換算した。

2. 円への換算レートは、1英ポンド=¥174、1ドイツマルク=¥55、1フランスフラン=¥16、1スウェーデンクローナ=¥12、1ユーロ=¥108、基準外国為替相場 1米ドル=¥122 (2001年12月現在)

諸外国における児童手当と年金(粗い概算)



| | 日本 | アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス |
|------------------------|------|------|------|------|------|
| 児童手当額(第1子) / 平均年金月額(A) | 0.03 | — | 0.17 | 0.20 | 0.23 |
| 減税月額 / 平均年金月額(B) | 0.03 | 0.10 | 0.11 | — | 0.04 |
| (A) + (B) | 0.06 | 0.10 | 0.28 | 0.20 | 0.27 |

(注1) 減税月額は、扶養児童の税制措置による減税額(税額控除額、所得控除による減税額等)の合計額。(月額)

(注2) 日本の減税額は、所得税、個人住民税の扶養控除による減税月額の合計。(所得税10%、住民税5%)

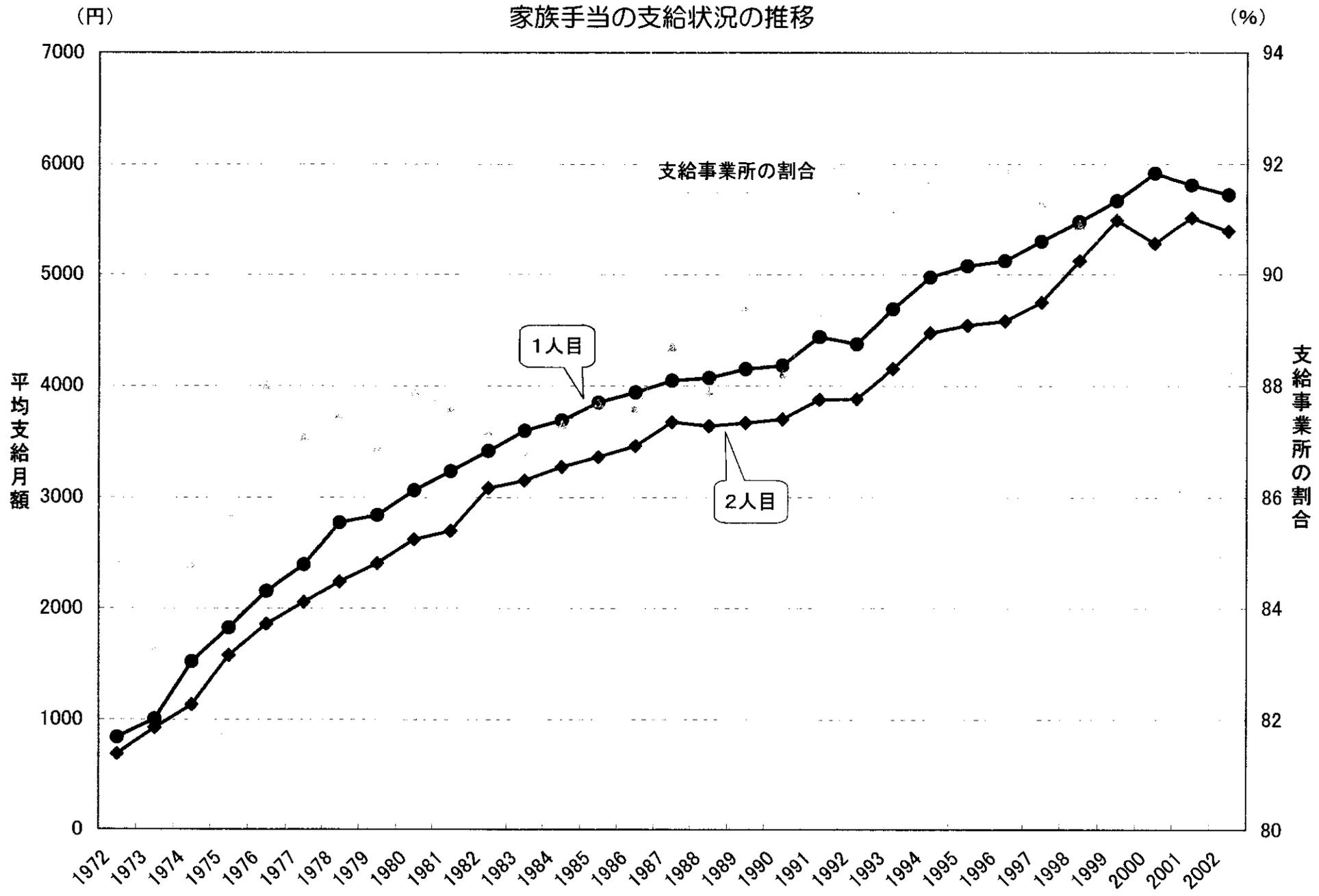
(注3) アメリカは、児童手当制度なし。

(注4) イギリスの減税額は税額控除であり、子の数にかかわらず約7500円(月額)。

(注5) ドイツは、児童手当(税額控除)と所得控除の選択制。概ね児童手当が適用される。

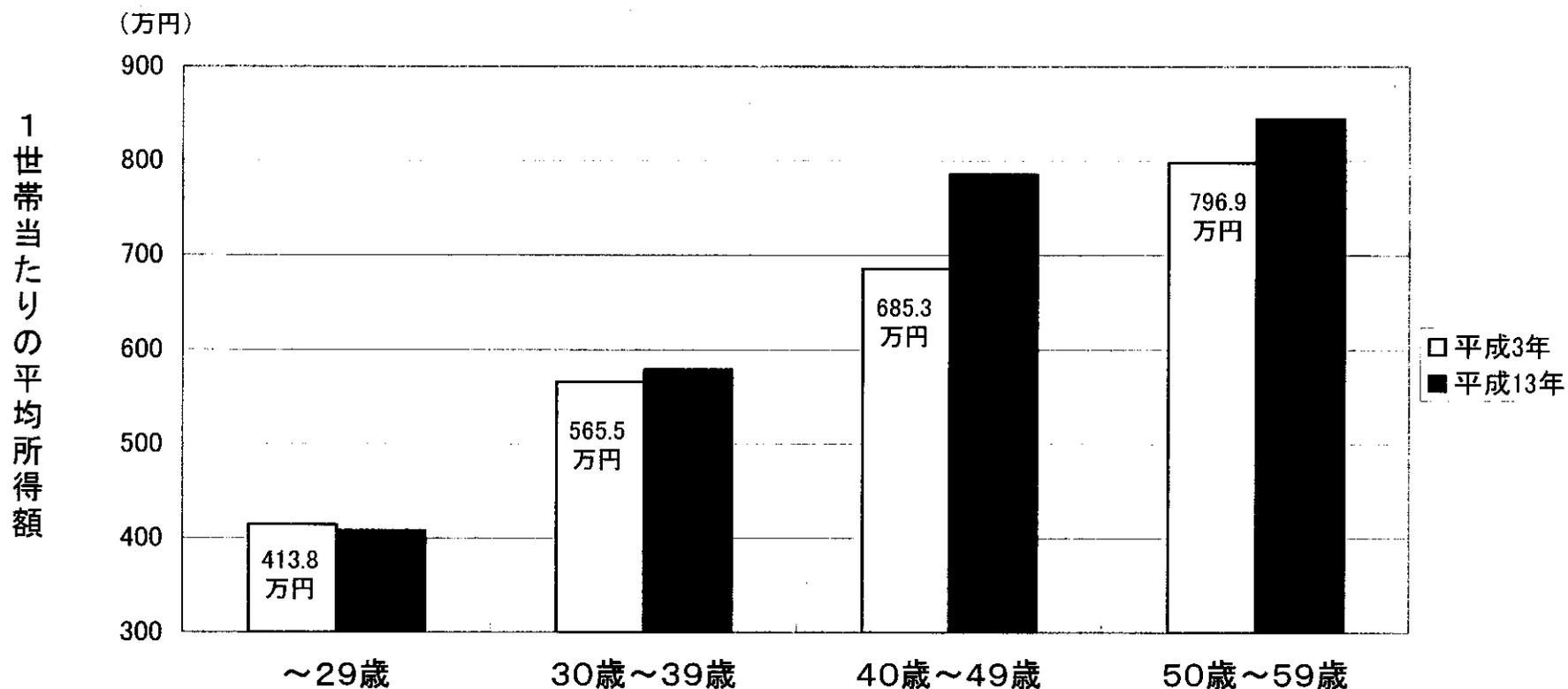
(注6) フランスは、第2子の児童手当額。また、減税額はN分N乗方式により子の数が多いほど大きくなり、ここでは一定の前提の下に夫婦子1人世帯と夫婦子2人世帯の税額の差額により試算。

家族手当の支給状況の推移



資料: 人事院「民間給与の実態」

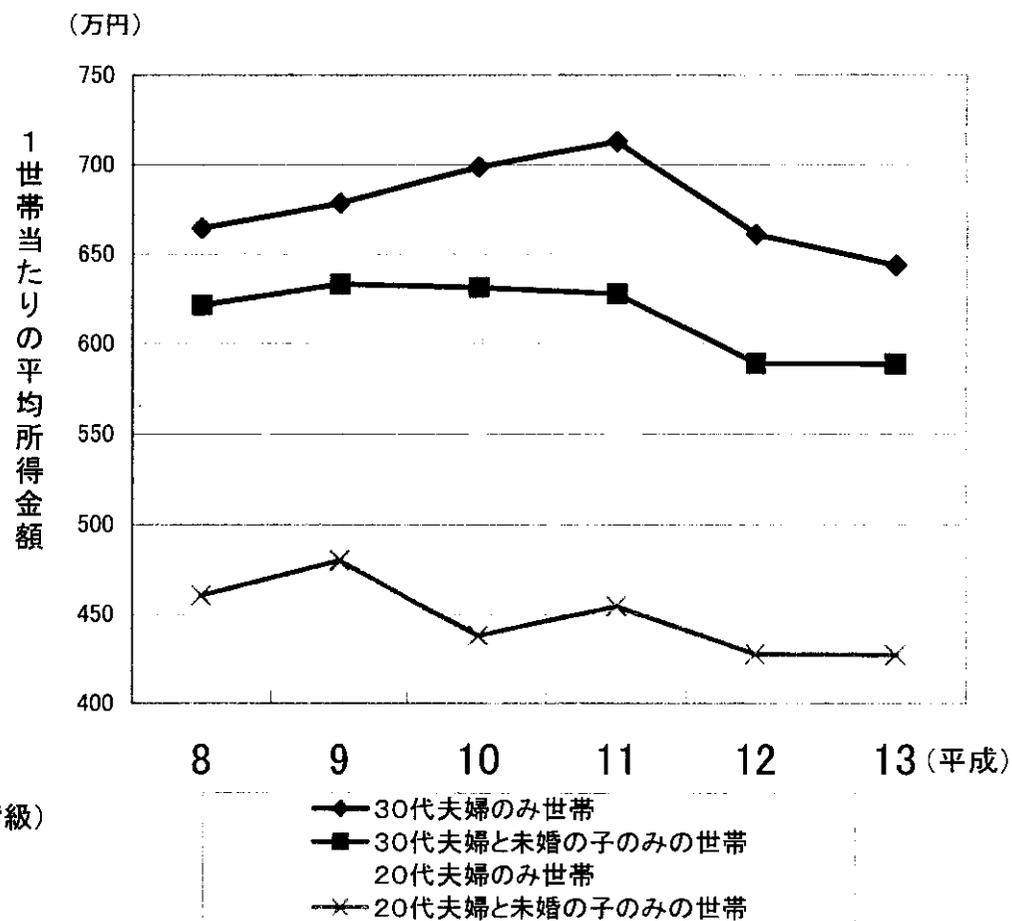
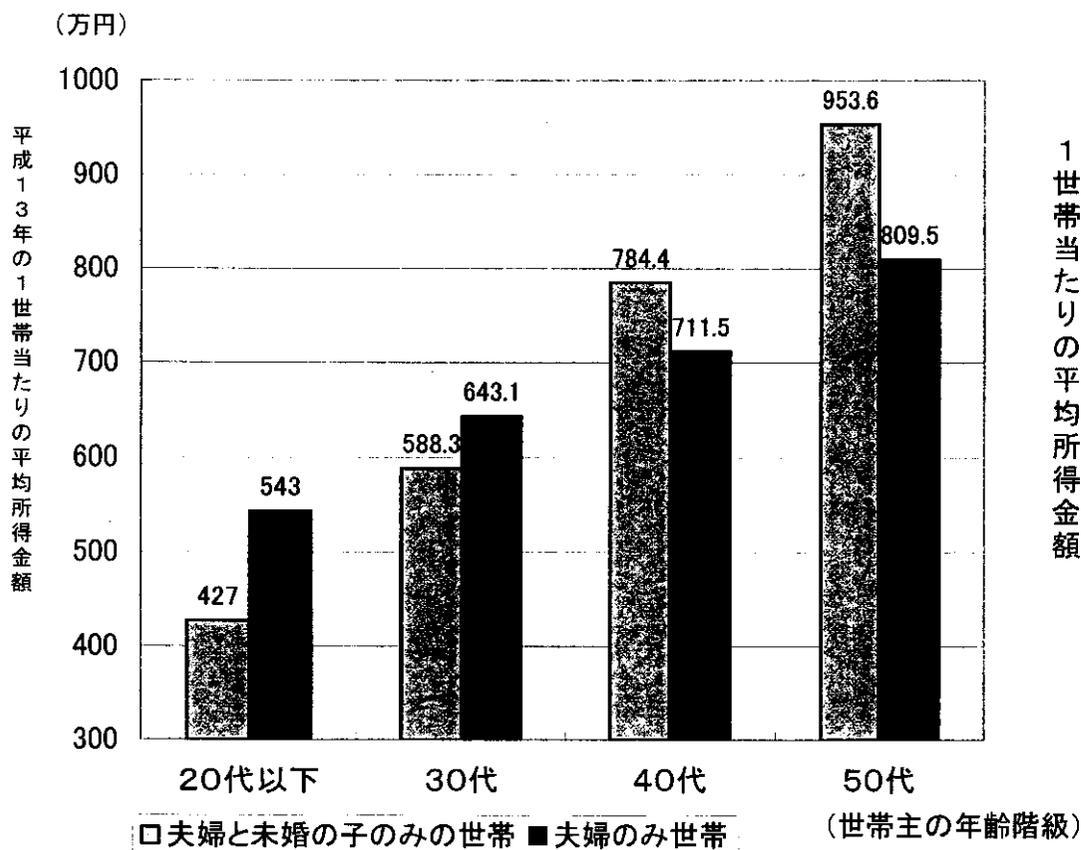
児童のいる世帯の世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たりの平均所得額



注 「児童のいる世帯」とは、18歳未満の未婚の者のいる世帯をいう。

(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」より作成)

「夫婦のみの世帯」と「夫婦と未婚の子のみの世帯」の平均所得金額の比較



(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」より作成)